

止めよう! 変形労働制 84

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.84

全北海道教職員組合

2020.11.9

「1年単位の变形労働時間制」について、道教委と1回目の交渉④ 意向調査について「可能な限り…意見を伺った」とは認められず、再調査するべき

●道教委の意向調査は、十分に学校現場の声を聞いていると考えているのか

道教委は、9月9日、道立学校長と市町村教委教育長に対し、「1年単位の变形労働時間制」導入についての意向調査を通知しました。途中で4連休を挟みながらの2週間の調査で、通知が学校に届くまでの期日を考慮すれば、学校での検討ができるような調査ではありませんでした。

曲がりなりにも「働き方改革の選択肢の一つ」と謳うのであれば、当事者である教職員に丁寧な説明を行い、そのうえで検討されるよう十分な時間をかけるべきであり、まったく現場の声を無視したやり方です。

交渉では、この意向調査の手続きについて、十分に学校現場の声を聞いていると考えているのか、質問しました。

《道教委の回答》

文部科学省からは「学校の負担や市町村教育委員会の状況等も勘案し、各自治体の実情に応じて適切に判断すべきもので、必ずしも、この手続に従う必要はない」との見解が示されたところですが、学校などの負担を考慮した上で意向調査を実施し、可能な限り学校や市町村教育委員会の意見を伺ったところです。

●「可能な限り」の努力をしたとは認められず、再調査をするべき

道教委は「可能な限り…意見を伺った」と回答しましたが、道教組・道高教組が実施した緊急アンケートでは96%もの教員が意見を聞かれていないと回答しています。このような現場の声を無視したやり方で、「可能な限り」の努力をしたとは、到底認めることはできません。

そもそも、「1年単位の变形労働時間制」の導入は、重大な勤務条件の変更であり、そのための条例制定の手続きは、当事者である教員の意向をていねいに確認しながら慎重に進めるべきものです。道教委が、感染症対応などに追われている「学校などの負担を考慮」したと言うのであれば、少なくとも、丁寧な意向確認が行える状況が整うまで意向調査の実施を先送りするべきです。

道教委は、文科省が「必ずしも、この手続に従う必要はない」との見解を示したとしていますが、この『見解』は電話で確認したとしており、どのように『見解』が示されたのか確かめようもありません。国会答弁で文科省が「まずは、各学校で検討」とすると明確に答弁し、「手引」や「Q&A」でも「こうした手続きが望ましい」としているものを無視した道教委の意向調査に対し、当事者である教職員による十分な検討をふまえた再調査をすることを求めました。